

「NAMA 登録簿 年次報告」 傍聴報告

2013年11月15日
一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2013年11月11日～11月23日にポーランド・ワルシャワで開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議 (COP19) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：NAMA 登録簿 年次報告 (NAMA Registry annual report)
- 日時：2013年11月15日 (金) 13:15-14:45
- 主催：UNFCCC 事務局
- 会場：Room Cracow
- プレゼンター：UNFCCC 事務局職員3名

■ イベントの概要

本イベントでは、UNFCCC 事務局が2013年9月1日より本格運用を開始した NAMA 登録簿の現状及び今後の展望について発表が行われた。発表の要旨は以下の通り。

1. Jules Williams (UNFCCC 事務局)：「NAMA 登録簿 (NAMA Registry)」

- NAMA 登録簿はボランティアに参加可能なウェブ上のプラットフォームとして整備され、国際的な支援を求めている NAMA を登録し、資金・技術・キャンペーンビルディング提供者とのマッチングを行うことを目的としている。
- これまでにホスト国による 40 件の NAMA の登録がなされており、また支援提供側からは 4 件の登録がある。アフリカ諸国の NAMA は準備段階での支援を求める登録が多いが、東欧諸国では実施段階での支援要請が多い。
- 今後の課題は、より多くの参加者を募ること、情報の正確性と完全性を確保すること、また有益なフィードバックを集めることであり、事務局はこれらを解決するための各種の活動を実施している。
- 2013年10月に NAMA 登録簿の年次報告書を発行しており、設立の背景及び運用状況の分析、今後の課題等を整理している¹。

Q. (Dominica Republic) NAMA 登録簿にクレジット NAMA を登録しても良いか。

Q. (GEF) GEF によって既に支援されている NAMA を登録しても良いか。

Q. (民間コンサルタント) 民間企業からはどのような協力を期待しているか。

Q. (政府関係者) 昨年 NAMA 登録簿チームにドラフト版を送付したところ、多くのフィードバックを返してもらい大変助かった。先月実際の登録を行ったが、UNFCCC 事務局の

¹ <http://unfccc.int/resource/docs/2013/cop19/eng/inf02.pdf>

NAMA 登録簿チームに感謝したい。

A. (UNFCCC 事務局)

- 情報共有の観点から既に支援を受けた NAMA の登録も、利用者にとって有益だと考えている。
- クレジット NAMA は炭素市場によって支援される NAMA と捉えることが出来るため、是非登録して欲しい。
- 民間事業者が特定の NAMA への投資を希望している場合、NAMA 登録簿を活用して欲しい。

Q. (EU)

- NAMA 登録簿は素晴らしい取組だと思うが、世界各地で緩和の取組は既に行われており、NAMA と呼ばれていないものが大部分なので、登録簿を通して NAMA の全体像を掴むことは不可能と考えている。
- 現状の NAMA 登録簿は最終版なのか、それとも追加資金がある場合、更新を行う予定があるのか。
- 現状として参加者が少ないことの理由は何だと考えているか。
- NAMA 登録簿のウェブサイトアクセスすると、トップページに背景情報の記載があり、実際の登録情報を閲覧するには段階を踏まないといけない。この順番を逆にして、登録情報を真っ先に見られるようにしたらどうか。

Q. (不明) UNFCCC 事務局への提案だが、NAMA 登録簿の模範的なテンプレートの記載方法を掲載したらどうか。そうすれば、事務局がアドバイス等を与える負担も減るのではないか。

A. (UNFCCC 事務局)

- NAMA 登録簿は本年 9 月に運用を開始したばかりであるが、利用者からのフィードバックを反映して随時改善を重ねていく予定である。また、今後更新を行うコンテンツの検討も既に行っている。
- NAMA 登録簿という新しい取組への参加者が少ないことは、先陣を切ることに躊躇している人々が多いという面もあると考えている。また、フォーカルポイントとなる省庁（主に環境省）がアクセス権限を有することが多いため、実際に NAMA を実施している省庁（工業省、国土交通省等）がアクセス出来ないという問題もある。他にも、情報開示することへの不安や心配、更にマッチング機能の有用性への懸念等も参加者が少ない要因となっているのではないかと。

Q. (Venezuela) これまで環境や持続可能性の教育に関する NAMA が登録された事例はあるか。（人々の行動や習慣に働きかけることによる緩和活動）

A. (UNFCCC 事務局) 明確なことは今わからないが、教育的な要素が含まれた NAMA が登

録されている可能性はある。

Q. (Israel) 他のホスト国も使用可能なテンプレート（エクセル形式等）を提供してもらえないだろうか。

A. (UNFCCC 事務局)

- NAMA 登録簿ではそれぞれの個別の NAMA に対してテンプレートと附属資料をアップロード出来る仕組みだが、全てのホスト国が使用可能なツールの共有に関しては IT 担当者とも相談する必要がある。
- NAMA パートナiershipでは NAMA wiki を設立しており、そこではツールの共有がなされていると認識している。

コメント（GEF） GEF で支援が実施されたプロジェクトで使用された方法論等はウェブサイト上で公開されており、ツールとして使用可能である。

Q. (Venezuela) 地域コミュニティが NAMA の取組を登録することは可能か。

A. (UNFCCC 事務局) NAMA 登録簿のアクセス権限は中央政府にあり、地域コミュニティが登録することは出来ない。

（報告者：OECC 金子絵美）

COP19 サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版：http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_COP19report.html